

地方自治法第100条の2に基づく専門的知見の活用(議員定数に関する調査を含むもの)調査表

No.	都道府県名	市区名	議決年月日	議決事項	専門的知見の活用に至った経緯 ※学識経験者等の選定にあたって、恣意的な選定とならないか議論がなされたかについてもご教示ください。
1	熊本県	熊本市	H24.3.21	1. 調査事項 本市議会の運営について、本市議会のあるべき議員定数について、本市議会の議員報酬全般について2. 調査期間 委託契約の日から平成24年12月31日まで3. 調査させる者 野村稔	平成24年4月の政令指定都市移行を見据え、議会の活性化策とあわせ議会の制度や議員定数、議員定数と連動する議員報酬等について検討すべきとされたことから、議会活性化特別委員会における議論、議会運営委員会における報告・確認の上、平成24年第1回定例会にて議運委員(うち1名除く)の連名により動議が提出、可決された。
2	岐阜県	可児市	H26.11.27	1. 調査事項 「議員定数、議員報酬のあり方及び常任委員会の体制の見直しについて」に関する調査 2. 調査期間 議会活性化特別委員会の設置期間 3. 調査させる者 名城大学都市情報学部教授 昇 秀樹	「議会活性化特別委員会」の審査が委員会内だけの議論に留まることのないよう、地方自治法による専門的知見を有効に活用し調査・研究を進め、可児市議会において最適な見解を導くことを目的に提案された。
3	三重県	松阪市	H28.3.24	調査事項:松阪市議会議員定数に限定、特化し、それに協議をいただく 調査期間:平成28年4月から市議会にその調査報告を提出していただく日まで 調査を依頼する方々:駒林良則先生、高沖秀宣先生、辻陽先生、松井真理子先生の4人の学識経験者で組織するもので、その名称は松阪市議会議員定数のあり方調査会とする 調査報告の方法:調査終了後、速やかに調査報告書の提出を受ける	次期選挙における議員定数を、議会として決定する上での判断材料とするため。 また、恣意的な選定とならないよう、選定の基準を設け、三重県地方自治研究センターの高沖氏に相談し、推挙を依頼した。  (選定基準) 学識経験者4名のうち、地方自治や地方議会に精通した大学教授、准教授(3名)と自治体関係の有識者(1名)
4	岐阜県	可児市	H28.12.1	1. 調査事項 「議員定数、議員報酬及び委員会のあり方について」に関する調査 2. 調査期間 議員定数報酬検討特別委員会の設置期間 3. 調査させる者 名城大学都市情報学部教授 昇秀樹、山梨学院大学法学部教授 江藤俊昭	「議員定数、議員報酬及び委員会のあり方について」に関する専門的調査を行うため、地方議会を専門としている方(江藤俊昭教授)、可児市に見識が深い方(昇秀樹教授)を選任した。
5	大阪府	寝屋川市	H29.9.4	1 調査をさせる事項 (1)議員報酬及び議員期末手当に関すること。 (2)議員の定数に関すること。 (3)政務活動費の額に関すること。 2 調査をさせる期間 調査を求める日から調査が終了する日まで。ただし、閉会中も継続して調査をさせる。 3 調査をさせる者(次に挙げる者の合議による調査をさせる。) (1)駒林良則(立命館大学法学部教授) (2)土山希美枝(龍谷大学政策学部教授) (3)名取良太(関西大学総合情報学部教授) (4)西宮啓介(税理士) (5)丹羽功(近畿大学法学部教授) 調査をさせる者に対しては、執行機関の附属機関の委員等に対し支給する報酬の例により、謝金を支払う。 4 調査の結果の提出方法 書面により報告を行うものとする。	市議会におきまして、議員報酬、議員期末手当、議員の定数及び政務活動費の額を検討していくに当たり、地方自治法第100条の2の規定に基づき、専門的知見を活用することとしたため
6	岩手県	北上市	H30.9.11	調査事件:北上市議会における議員報酬及び議員定数のあり方等について 調査期間:平成30年9月11日から12月20日まで 調査を行わせる者:山梨学院大学法学部 江藤俊昭教授、青森中央学院大学経営法学部 佐藤 淳准教授	議員報酬等検討特別委員会の検討結果のみによらず、第三者による客観性を担保するため。(学識経験者の選定にあたり、恣意的な選定にならないかの議論については、記録が無い。)

No.	都道府県名	市区名	調査報告			調査費用			調査結果に基づく定数改正の有無 (ありの場合は改正前後の定数も記載してください。)
			①報告の方法	②報告年月日	③資料等の有無	①金額	②支出費目	③内訳	
1	熊本県	熊本市	報告書を書面及び電子データで提出	H24.12.31	有	556,500円(税込)	委託料	意見聴取:182,000円 (7,000円×26時間) 旅費:300,000円 (100,000円×3回) 事務通信費:48,000円 (6,000円×8月) ※上記に加え消費税額 26,500円	無
2	岐阜県	可児市	書面	H27.6.5	無	月額2万円	報償費		無
3	三重県	松阪市	松阪市議会議員定数のあり方調査会意見書の提出	H28.10.18	有	323,060円	委員報酬 旅費	180,000円 143,060円	無
4	岐阜県	可児市	書面	H29.7.11	無	1回2万円	報償費		無
5	大阪府	寝屋川市	書面	H30.3.29	有	330,000円	報償費	座長 12,000円×7回 副座長 11,000円×6回 委員 9,000円×7回 委員 9,000円×7回 委員 9,000円×6回	無 (調査期間中に、別途、議員定数条例の改正により27人から24人に削減がなされた)
6	岩手県	北上市	2者それぞれから、フォーラムの場において意見を述べてもらったもの。	2018/11/25 (フォーラム開催日)	無	136,280円	謝金、旅費	①謝金116,300円 ②旅費19,980円	定数改正については無 (議員報酬の改正はあり)